



食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン ～豆腐・油揚げ製造業～ ができました



- 豆腐製造業を対象とした食品製造業と小売業との適正取引の推進を目指した「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～」を策定しました。
- 昨今、問題となる事例は減少傾向にありますが、本ガイドラインは、独占禁止法や下請法に関して、問題となり得る事例と望ましい取引実例11項目をわかりやすく掲載し、トラブルの未然防止を図っています。

包材(フィルム等)の費用負担

<問題となり得る事例>

- PB商品の販売打ち切りにより、一括購入した包装フィルムの購入費を小売業者に求めたが、受け入れられない。



<望ましい取引実例>

- あらかじめ十分な協議を行い、フィルム購入に要した費用を小売業者が負担することを契約書に明記。



こんなに余ってる……。
どうしよう……。

合理的な根拠のない価格決定

<問題となり得る事例>

- 小売店が「円高還元セール」を実施するため、取引価格引き下げを通知され、一方的に価格を決められた。



<望ましい取引実例>

- 一方的な取引が行われないう、原価、物流費等の内訳を基に価格決定し、合意内容を書面で取り交わした。

物の購入強制

<問題となり得る事例>

- 小売業者の営業担当者から、前年実績を引き合いに出しつつ、季節商品の購入数量の報告を求められ、断れない。



<望ましい取引実例>

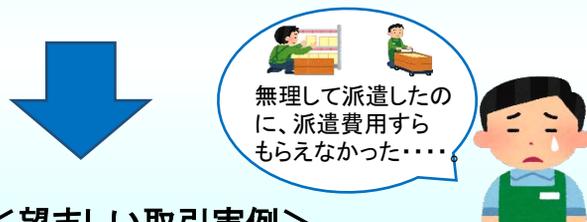
- 小売業者からの一方的な斡旋をなくした。

買いたくないよ～

派遣、役務の提供

<問題となり得る事例>

- 小売業者の要請で、特売期間中の店舗での商品陳列のため従業員を派遣したが、派遣費用の支払いがなかった。



<望ましい取引実例>

- 小売業者が要請を行う際、派遣費用の支払いはもとより、曜日の選択など要請を受けられるか十分協議の上で決定。

取引が改善されない場合は、
匿名でも相談できます。

<下請かけこみ寺相談窓口>

フリーダイヤル

0120-418-618

(最寄りの「下請かけこみ寺」につながります)

<詳しいガイドラインは>

農林水産省HPで、ご覧になれます。

(URL)

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/tekiseitorihiki.html>

<このチラシのお問合せ先>

農林水産省 食料産業局 企画課

電話(直通) 03-6744-2065